

平成 18 年 4 月 7 日

**証券会員制法人 札幌証券取引所による
パブリックコメント（意見提出手続）実施について**

本所は、会社法制定に伴う上場制度等の整備を行います。
概要は次のとおりです。

「会社法制定に伴う上場制度等の整備について」（別紙参照）

ご意見等は、住所・氏名・会社名等ご連絡先を明記の上、下記要領にて平成 18 年 4 月 20 日（木）までに提出して下さい。

公表資料は、本所ホームページ(<http://www.sse.or.jp/>)において掲載しているほか、下記意見提出先においても配布しております。

記

1. 意見提出期限

平成 18 年 4 月 20 日（木）

2. 提出方法

郵送、ファクシミリ

3. 宛 先

住 所：〒060-0061 札幌市中央区南 1 条西 5 丁目 14 番地の 1

証券会員制法人 札幌証券取引所 総務部

F A X：0 1 1－2 5 1－0 8 4 0

4. 意見等処理方法

平成 18 年 4 月 20 日（木）以降、ホームページに掲載いたします。

以 上

会社法制定に伴う上場制度等の整備について

平成18年 4月 7日

証券会員制法人 札幌証券取引所

| 項 目 | 内 容 | 備 考 |
|---|--|---|
| I. 趣旨 | <p>本年5月を目途に「会社法」(平成17年法律第86号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)の施行が見込まれることから、上場制度等について所要の整備を行うこととします。</p> | |
| <p>II. 改正概要</p> <p>1. 上場制度</p> <p>(1) 新株予約権無償割当てにより発行された新株予約権証券の取扱い</p> <p>(2) 設立後経過年数に係る上場審査基準の見直し</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権無償割当てにより発行された新株予約権証券について、現行の新株引受権証券の制度を引き継ぐ形で上場制度を設けることとします。 ・上場の対象は、次の①～③を満たす新株予約権証券とします。 <ul style="list-style-type: none"> ①新株予約権無償割当てにより発行されるものであること ②行使期間満了日が割当日後速やかに到来すること(割当日後概ね2か月以内) ③新株予約権1個の行使により取得される株式の数が1株であること ・現行の「設立後経過年数」に係る基準に代えて「事業継続年数」に係る基準を設け、「取締役会を設置してから3年以上継続的に事業活動をしていること」を新規上場の要件とします。 ・アンビシャスについても、「取締役会を設置してから1年以上継続的に事業活動をしていること」を新規上場の要件とします。 | <p>※会社法制定に伴い新株引受権証券制度が廃止されることを踏まえ、同様の意図で発行される新株予約権証券を上場対象とするものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売買単位は、新株予約権の行使により取得される株式に係る株券の売買単位と同一とします。 ・その他の売買制度及び決済制度については、現行の新株引受権証券に係る制度を踏襲します。 <p>※会社法では、従来の有限会社が株式会社に統合されるとともに、株式会社において取締役会が設置されない場合があることを踏まえた対応です。</p> <p>※これまでのアンビシャス上場銘柄においても、設立後1年以上経過した後に上場することが一般的</p> |

| 項 目 | 内 容 | 備 考 |
|--|---|--|
| <p>(3) 株主資本（純資産）の額に係る上場審査基準及び債務超過に係る上場廃止基準の見直し</p> <p>(4) 株式の譲渡制限に係る上場審査基準及び上場廃止基準の見直し</p> <p>(5) 自己株式の第三者割当</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・このほか、新規上場申請者の主要な事業が、他の会社から事業譲渡により譲り受けたものである場合には、事業譲渡元の会社における事業活動期間を加算して事業継続年数を算出することができるものとします。 ・連結貸借対照表に「純資産の部」が設けられることを踏まえ、上場審査基準及び上場廃止基準における「純資産の額」の定義を見直すこととします。 ・株式の種類ごとに譲渡制限を課すことができるようになることから、上場申請銘柄又は上場銘柄の譲渡について制限を行っていないことを要件とします。 ・第三者割当に関する規定について以下の見直しを行います。 <ul style="list-style-type: none"> ①上場前の第三者割当に関する規制の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・新規公開前の会社による第三者割当に関する規制において、現行では新株発行の場合のみを規制対象としています。自己株式を第三者に割り当てる場合も規制対象に含めることとします。 ②上場会社による第三者割当に関する報告制度の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・上場会社による第三者割当に関する報告制度において、現行は、第 | <p>になっています。</p> <p>※会社分割により事業を承継した場合には、既に同様の取扱いとしています。</p> <p>※具体的には、純資産の部の合計額から、少数株主持分及び新株予約権に係る額を控除し、特別法上の準備金・引当金を加算した額を審査対象とします。</p> <p>※自己株式の処分の手続は、新株発行と同一の手続に服するものと整理されたことを踏まえたものです。</p> <p>※現行制度では、上場申請日の直前事業年度末の1年前以後に第三者割当てによる新株発行を行っている場合は、新規上場申請者と割当先との間で上場後6か月を経過するまで継続所有する旨などの確約を行うこととしています。</p> <p>※現行制度では、上場会社が第三者割当てによる新</p> |

| 項 目 | 内 容 | 備 考 |
|-----------------------------|---|--|
| (6) 株式無償割当ての効力発生日 | <p>三者割当てによる新株発行のみを報告対象としていますが、自己株式を第三者に割り当てる場合も報告対象に含めることとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上場株券に係る株主に対して、当該上場株券に係る株式と同じ種類の株式を割り当てる株式無償割当てを行う場合には、上場会社は、割当を受ける株主が確定する日の翌日を当該株式無償割当ての効力発生日として定めるものとします。 | <p>株発行を行った場合において、割当先が2年以内に新株を譲渡したときは、本所は上場会社から報告を受け、譲渡内容を公衆縦覧に供することとしています。</p> <p>※これにより、株式分割の場合と同様、株券保管振替制度を利用する株主は、当該効力発生日から新株券を決済物件として利用することが可能になります。</p> |
| (7) 上場会社が上場株券の全部を取得する場合の取扱い | <ul style="list-style-type: none"> ・ 上場会社が上場株券の全部を取得する場合において、取得と引換えに当該上場株券に係る株式と異なる種類の株式が株主に交付されるときは、通常の新規上場の場合よりも簡易な手続により当該異なる種類の株式に係る株券を上場できるよう所要の規定整備を行います。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ この場合において、上場会社により全部取得された銘柄は上場廃止となります。 ・ 当該異なる種類の株式に係る株券については、新規上場日から呼値の制限値幅を適用することとします。 ・ 制度信用銘柄又は貸借銘柄である銘柄が全部取得される場合において、取得と引換えに交付される異なる種類の株式に係る株券が上場されることとなるときは、当該異なる種類の株式に係る株券について、簡易な手続により制度信用銘柄又は貸借銘柄の選定を行うものとします。 |
| (8) 上場債券に係る銘柄統合の取扱い | <ul style="list-style-type: none"> ・ 上場社債券の発行者が新たに発行する上場銘柄と同一の内容の社債券について上場を申請しようとする場合には、その発行方法に応じて、有価証券上場申請書又は有価証券変更上場申請書を提出するものとします。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 初期利払日に銘柄統合が行われる銘柄については有価証券上場申請書を、即時銘柄統合方式（リオープン）によって銘柄統合が行われる銘柄につい |

| 項 目 | 内 容 | 備 考 |
|--|---|---|
| | | <p>ては有価証券変更上場申請書を提出するものとし ます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上場銘柄と同一の内容の社債券の上場手数料及び 年賦課金については、これを免除するものとしま す。 ・上場社債券以外の上場債券についても、同様の取 扱いとします。 |
| <p>2. 決済制度</p> <p>端株制度採用会社に 係る経過措置への対応</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・端株制度採用会社が単元株制度の導入に伴い株式分割を行う際の株券記 載の株式数が読み替えられる株券についてはこれを決済物件として利用 できないこととします。 | <p>※実務上の混乱を回避する観点からの対応であり、 これまでも同様の観点から、受託契約準則におい て株式併合に伴い株式数が読み替えられる株券に ついては、これを決済物件として利用できないこ ととしています。</p> |
| <p>3. 信用取引制度</p> <p>制度信用取引におけ る権利の処理に関する 見直し</p> | <p>①剰余金配当の調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度信用取引における剰余金の配当の調整は、原則として、金銭の配 当に限って行うこととします。 <p>②権利処理の対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・付与された権利の内容につき、権利の行使に付された条件、譲渡性及 | <ul style="list-style-type: none"> ・剰余金の配当が金銭の配当以外の場合であっても、 金銭分配請求権が株主に付与され、当該金銭分配 請求権の行使に係る配当財産の額があらかじめ明 示されているときなど配当財産の額の算定を容易 に行うことができるときには、当該剰余金配当の 調整を行うことがあります。 <p>※現行制度において権利処理の対象としている権利</p> |

| 項 目 | 内 容 | 備 考 |
|-------------|--|--|
| | <p>び換金可能性等を勘案して権利の処理を行うことが適当でない場合は、当該権利の処理を行わないものとします。</p> | <p>について、会社法においても実質的に権利の内容が異なるものは、現行どおり権利処理の対象とします。</p> |
| 4. その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・その他、会社法制定に伴い、所要の見直しを行います。 | |
| Ⅲ. 実施時期（予定） | <p>会社法等の施行にあわせ、平成18年5月を目途に実施します。</p> | |

以 上